

保険業法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（略）</p> <p>第三編（略）</p> <p>第四編 雑則（<u>第三百八条の二</u>—<u>第三百十四条</u>）</p> <p>第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「保険業」とは、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、<u>第三条第四項各号</u>又は<u>第五項各号</u>に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（略）</p> <p>第三編（略）</p> <p>第四編 雑則（<u>第三百九条</u>—<u>第三百十四条</u>）</p> <p>第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「保険業」とは、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、<u>第三条第四項各号</u>又は<u>第五項各号</u>に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p>

ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）その他の事業者（政令で定める者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であった者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。以下この号及び第四号並びに第三百八条の二第一項第一号において同じ。）を相手方として行うもの

ハ ト （略）

三 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、第三百八条の二第一項の認定を受けている社団法人（法人でない社団で代表者の定めのあるものを含む。同条において同じ。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもの（保険期間が二年以内の政令で定める期間以内であつて、保険金額が千円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険（政令で定めるものを除く。）のみの引受けを行うものに限る。）

2 ～ 27 （略）

第四編 雑則

（第二条第一項第四号に係る認定等）

第三百八条の二 内閣総理大臣は、社団法人からの申請に基づき、当該申請に係る社団法人が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該社団法人についてその旨の認定をするものと

ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）その他の事業者（政令で定める者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であった者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。以下この号において同じ。）を相手方として行うもの

ハ ト （略）

三 （略）

（新設）

2 ～ 27 （略）

第四編 雑則

（新設）

する。

- 一 構成員又はその親族の福祉を増進するための事業を行うことを主たる目的とし、かつ、営利を目的としないこと。
  - 二 当該社団法人が行う保険の引受けの事業が当該社団法人の主たる目的である事業と密接な関連を有すること。
  - 三 当該社団法人が行う保険の引受けの事業の適正な実施を確保するための構成員による必要かつ適切な監督が行われること。
- 2| 前項の認定は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
  - 3| 第一項の規定は、前項の認定の更新について準用する。
  - 4| 第二項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
  - 5| 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
  - 6| 内閣総理大臣は、第一項の認定（第二項の認定の更新を含む。以下この条において同じ。）を受けた社団法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。
    - 一 第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。
    - 二 不正の手段により第一項の認定を受けたとき。

7| 内閣総理大臣は、第一項の認定又はその取消しに関し必要な調査  
| ができる。

8| 前各項に定めるもののほか、第一項の認定及びその取消しに関し  
| 必要な事項は、政令で定める。

第三百十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役  
| 若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

六| 不正の手段により第三百八條の二第一項の認定(同條第二項の  
| 認定の更新を含む。)を受けた者

第三百十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役  
| 若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五 (略)

(新設)

○保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に特定保険業（第一条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業であつて、第一条の規定による改正前の保険業法（以下「旧保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業に該当しないものをいう。以下同じ。）を行つている者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 施行日から起算して三年以内に新保険業法第三条第一項の免許、新保険業法第二百七十二条第一項の登録又は保険業法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。附則第四条の二第一項において「平成十九年改正法」という。）第一条の規定による改正後の保険業法第三百八条の二第一項の認定（以下この条及び附則第四条の二において単に「認定」という。）の申請をした場合（前号に該当する場合を除く。） 当該免許、登録又は認定の拒否の処分がある日</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に特定保険業（第一条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業であつて、第一条の規定による改正前の保険業法（以下「旧保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業に該当しないものをいう。以下同じ。）を行つている者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 施行日から起算して二年以内に新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合（前号に該当する場合を除く。） 当該免許又は登録の拒否の処分がある日</p>

三 当該特定保険業を行う者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する者（施行日から起算して三年以内に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請をした者に限る。）が当該三年以内に新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合（前二号に該当する場合を除く。） 当該免許又は登録の拒否の処分がある日

四 前三号のいずれにも該当しない場合 施行日から起算して三年を経過する日

2 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者のうち施行日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理のみを行う者（新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の拒否の処分を受けた者及び認定の申請に対する処分を受けた者を除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者（前項に規定する者及び新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を除く。以下「特定保険業者」という。）は、（認定を受けたものを除く。次項において同じ。）は、第一項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日後においては、当該各号に定める日から起算して一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項及び附則第四条の二第一項にお

三 当該特定保険業を行う者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する者（施行日から起算して二年以内に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請をした者に限る。）が当該二年以内に新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合（前二号に該当する場合を除く。） 当該免許又は登録の拒否の処分がある日

四 前三号のいずれにも該当しない場合 施行日から起算して二年を経過する日

2 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者のうち施行日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理のみを行う者（新保険業法第三条第一項の免許及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の拒否の処分を受けた者を除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者（前項に規定する者及び新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を除く。以下「特定保険業者」という。）は、（第一項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日後においては、当該各号に定める日から起算して一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又

て同じ。)若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

4 (略)

(認定を受けた特定保険業者に関する経過措置)

第四条の二 認定を受けた特定保険業者は、当該認定を受けた日後においては、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約のうち当該認定を受けて行う平成十九年改正法第一条の規定による改正後の保険業法第二条第一項第四号の保険の引受けの事業として締結することができる保険契約に該当するもの以外のものについて、保険会社若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

一 当該認定を受ける際現に附則第二条第三項の規定の適用を受けていない場合 当該認定を受けた日から起算して一年を経過する日

二 当該認定を受ける際現に附則第二条第三項の規定の適用を受けている場合 同項に定める日(同条第四項の規定による内閣総理大臣の指定があるときはその指定する日)

2 前項の特定保険業者は、同項各号に定める日までの間(同項の保

は保険会社若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

4 (略)

(新設)

険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行うことができないことについて内閣総理大臣がやむを得ない事由があるときと認めるときは、内閣総理大臣の指定する日までの間）は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、認定を受けた日以前に引き受けた保険契約であつて前項の規定により移転又はその業務及び財産の管理の委託を行わなければならないこととされるものに係る業務及び財産の管理を行うことができる。

3 前項の規定により第一項の特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業につき、当該特定保険業者を附則第二条第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者とみなして、附則第三条第三項及び前条の規定を適用する。この場合において、当該特定保険業者に対するこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（免許審査基準に関する経過措置等）

第六条 新保険業法第六条第一項の規定は、新保険業法第三条第一項の免許を申請した特定保険業者（当該免許の申請のときに資本金の額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定める額に満たない者に限る。）については、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、適用しない。

2 新保険業法第六条第一項の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する新保険業法第三条第一項の免許の申請者（施行日から起算して三年を経過する日ま

（免許審査基準に関する経過措置等）

第六条 新保険業法第六条第一項の規定は、新保険業法第三条第一項の免許を申請した特定保険業者（当該免許の申請のときに資本金の額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定める額に満たない者に限る。）については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 新保険業法第六条第一項の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する新保険業法第三条第一項の免許の申請者（施行日から起算して二年を経過する日ま

での間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び当該免許の申請を行う者であつて、当該免許の申請のときに資本金の額又は基金の総額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定める額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、適用しない。

3 前項の規定の適用を受ける者が相互会社であるときは、同項の六年を経過する日までの間において、基金(新保険業法第五十六条の基金償却積立金(次項の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。))の総額が新保険業法第六条第一項の政令で定める額に達するまでは、新保険業法第五十五条第二項に定める基金の償却又は剰余金の分配に充てることのできる金額の全部又は一部を積立金として積み立てることができる。

4・5 (略)

(特定保険業者であつた保険会社等に関する経過措置)

第八条 (略)

2 特定保険業者であつた保険会社又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した保険会社(施行日から起算して三年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第三条第一項の免許の申請をした者

での間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び当該免許の申請を行う者であつて、当該免許の申請のときに資本金の額又は基金の総額が五億円を上回り、新保険業法第六条第一項の政令で定める額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3 前項の規定の適用を受ける者が相互会社であるときは、同項の五年を経過する日までの間において、基金(新保険業法第五十六条の基金償却積立金(次項の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。))の総額が新保険業法第六条第一項の政令で定める額に達するまでは、新保険業法第五十五条第二項に定める基金の償却又は剰余金の分配に充てることのできる金額の全部又は一部を積立金として積み立てることができる。

4・5 (略)

(特定保険業者であつた保険会社等に関する経過措置)

第八条 (略)

2 特定保険業者であつた保険会社又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した保険会社(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第三条第一項の免許の申請をした者

に限る。)は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して六年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第一百六条第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。

(特定保険業者であった少額短期保険業者等に関する経過措置)

第十六条 特定保険業者であった少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して三年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二條第一項の登録の申請をした者に限る。)は、施行日から起算して八年を経過する日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超え、政令で定める金額以下である保険の引受けを行うことができる。

2～16 (略)

17 新保険業法第二百七十二條の十八において準用する新保険業法第一百十三條の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して三年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二條第一項の登録の申請をした者に限

に限る。)は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して五年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第一百六条第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。

(特定保険業者であった少額短期保険業者等に関する経過措置)

第十六条 特定保険業者であった少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二條第一項の登録の申請をした者に限る。)は、施行日から起算して七年を経過する日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超え、政令で定める金額以下である保険の引受けを行うことができる。

2～16 (略)

17 新保険業法第二百七十二條の十八において準用する新保険業法第一百十三條の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二條第一項の登録の申請をした者に限

る。)については、適用しない。

18 特定保険業者であった少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して三年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。)は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して六年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第二百七十二条の十八において準用する新保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。

る。)については、適用しない。

18 特定保険業者であった少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に限る。)は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して五年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第二百七十二条の十八において準用する新保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。